



令和2年度 東京都テレワーク導入モデル体験事業

テレワークを 体験したい

企業募集

# 到隔極調整できる

やってみよ~



体験のメリットは…

1

テレワークツール入りの パソコン貸出し



無償

2

支援スタッフ訪問による

貸与機器の

設定

3

テレワークツールの

使い方の

案内



# 中堅•中小企業

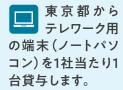
### 申込みURL

https://tokyo-telework. jp/lp/try2020/index.html/



- ・リモートデスクトップツール・WEB会議システム・チャットツール
- ・ファイル共有ツール・勤怠管理ツール・セキュリティツール等





貸与する端末には、企業のICT環境等を踏まえたツールセットを予めインストールの上、必要な定を行います。



希望により を は は り により を は が ら は り に い ら は い ら は 別 に 必 要 な 社 内 の 必 要 な 設 定 を 行 い ま す 。

端末の貸与 ではなく、 ではなる端末 をテレワーク用に 用される場合は 当該端末にツール をインストールする ことも可能です。



# 募集要項の概要

事業内容

簡易的にテレワークが体験できる端末を1か月間無償で貸与し、 そのメリット・効果を体感していただきます。

対象企業 要件

- 新たにテレワークを導入しようとする企業等であること
  - ●就業規則にテレワークに関する規定がないこと
  - ●東京都や国等が実施しているテレワークの導入等を目的とした補助金の交付決定を受けていないこと
- 都内で事業を営んでいる中堅・中小企業等であること
  - ●常時雇用する労働者数が2人以上999人以下であること

※ その他要件あり

利用対象者 要件

都内の事業所に勤務していること

申込方法 申込期限 下記のURLより必要事項をご入力の上、お申込みください。

https://tokyo-telework.jp/lp/try2020/index.html/



令和2年7月31日命(予定)

募集要項の詳細は以下のURLよりご確認ください。

※申込企業が予定企業数に達した場合は、期限前に締め切る場合があります。

テレワーク 機器貸与

1か月間

※貸与の終期は令和2年9月4日(予定)です。

## 利用ステップ

お申込み

募集要件の確認

東京テレワーク推進センターWEBサイトでのお申込み

環境確認

ICT環境、利用シーンの確認等

機器の貸与

テレワーク機器一式を貸与(郵送)

スタッフの訪問・利用方法説明等

支援スタッフ訪問による、貸与機器の利用方法の説明 必要に応じて企業内の必要な端末の設定支援等

テレワークの体験

貸与機器の活用(1か用)

機器の返却

郵送による貸与機器の返却 / アンケートへ回答

「東京テレワーク推進センター」は、東京都と国がテレワークの

※テレワーク機器の貸与期間は、1か月になります。貸与期間中に、テレワークを体験していただき、貸与期間終了後、返却いただきます。

※貸与期間中の操作方法等の不明点は、電話、メール又はWEB会議等によりご相談が可能です。

普及を推進することにより、企業における優秀な人材の確保や生産性の向上を 支援するために設置したワンストップセンターです。

# 東京テレワーク推進センター

お問い合わせ 「令和2年度 東京都テレワーク導入モデル体験事業」事務局

〒112-0004 東京都文京区後楽二丁目3番28号 K.I.S 飯田橋ビル6階 営業時間:平日9時~17時(国民の祝日、年末年始を除く)

Mail

最客駅 飯田橋駅 都営大江戸線「C3出口」より徒歩2分 JR中央総武線「東口 | より徒歩4分 東京メトロ東西線「A1出口」より徒歩4分

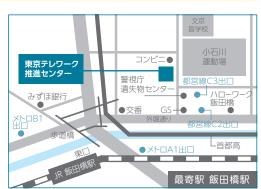
TEL

03-3868-0708

try@tokyo-telework.jp

**WEB** https://tokyo-telework.jp/





当事業は、東京都より株式会社パソナが受託し、運営しておりま